

# 自殺の背景調査の実施マニュアル [道立学校版]

## < 対応の全体 (概要) >

### 自殺又は自殺が疑われる死亡事案の発生

※自殺未遂の場合	いじめが背景に疑われる場合	⇒ 「いじめ重大事態」としての対応に移行 (ガイドラインP11)
	その他の場合	⇒ 基本調査の実施後、必要に応じて詳細調査の実施を検討

#### 道立学校

初期対応 ☞ 対応 1

基本調査 ☞ 対応 2

- 調査主体は学校
- 事案発生 (認知) 後、速やかに着手する調査

情報の整理・報告 (「指針」 p.11 (3) 参照)

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなど整理し、整理した情報を教育局に速やかに報告

遺族への説明 (「指針」 p.11 (4) 参照)

- 学校及び教育局は、基本調査の経過及び整理した情報等について説明
    - ※ 事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。
- ・ 基本調査から自殺の背景にいじめが疑われる場合  
 ※基本調査の実施前又は実施中であっても、いじめが背景に疑われることが判明した場合は、速やかに重大事態調査に移行する。  
 ・ 遺族の申し立てがある場合

参考：各事案の関係図



#### 教育局

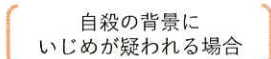
詳細調査への移行の判断 ☞ 対応 3

- 詳細調査への移行判断は、教育局
- 教育局は、常設されている意見聴取会を主催し、詳細調査に移行するか判断
  - ※「子供の自殺が起きたときの背景調査に係る意見聴取会設置要綱」参照



詳細調査の実施 ☞ 対応 4

- 調査主体は教育局
- 教育局は、意見聴取会に詳細調査に係る方針や計画の立案について、意見聴取会に意見聴取しながら調査を実施



報告書の取りまとめと遺族等への説明 ☞ 対応 5

調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 ☞ 対応 6

いじめ重大事態調査

詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、自殺の実態調査を文部科学省へ提出するとともに、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する。

※本マニュアルは、道立学校における対応を想定したものです。なお、市町村立学校における対応については、必要に応じて活用ください。

▶「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (平成22年3月文部科学省。以下、「手引き」)」参照

項目	対応の具体例
<p>(1) 状況の把握 ▶「手引き」 p.1、p.4～p.6 参照</p>	<p><b>【校内で起こった事案の対応例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現場での応急処置</li> <li>② 居合わせた児童生徒への対応</li> <li>③ 外部からの問合せへの対応</li> <li>④ 警察との連携</li> <li>⑤ 報道への対応</li> </ul>
<p>(2) 初期目標の設定 ▶「手引き」 p.1 参照</p>	<p>□ 何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握する。 ※自殺かどうかは推測や報道内容で判断しない。</p> <p>□ 遺族や警察、教育局等との「対応経過」を時系列でメモする。</p> <p>□ 遺族へ、校長、担任、連絡窓口となる教職員 (個別担当) で訪問する。 &lt;遺族への確認内容の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事実の確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の様子</li> <li>・遺書の有無 (あればその内容)</li> <li>・最近の当該児童生徒の様子</li> <li>・関係する出来事、心当たり</li> </ul> </li> <li>② 意向の確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の児童生徒、保護者への説明内容 (死因や動機等)</li> <li>・集会や発出する文書の内容</li> <li>・報道への公表内容</li> </ul> </li> </ul> <p>※遺族の意向が、「自殺であったことを伏せたい」場合は、他者への伝え方には十分な配慮が必要である。</p>
<p>(3) 全校体制の確立 ▶「手引き」 p.2～p.3 参照</p>	<p>□ 何をすべきかイメージしやすい目標を設定する。 &lt;初期目標の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺族の気持ちに寄り添うこと</li> <li>② 心のケア</li> <li>③ 学校の日常活動の回復</li> <li>④ 自殺の連鎖 (後追い) 防止</li> </ul>
<p>▶「生徒指導提要」 p.203～204 参照</p>	<p>□ 全校体制 (役割分担) を確立する。 &lt;危機時の校内役割分担の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族との窓口 …… 校長、教頭、学級担任</li> <li>・報道対応 …… 教頭 ※窓口の一本化の徹底</li> <li>・資料の集約・整理 …… 学年主任、教務部</li> <li>・情報の集約・まとめ …… 生徒指導部</li> <li>・心のケアの計画 …… 養護教諭など</li> </ul> <p>□ 保護者会や記者会見の検討・準備をする。</p> <p>□ 学校再開の方針を検討・準備をする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>北海道教育委員会</b></p> <p>◆常時複数の職員を派遣 (実務経験のある職員を含む) →学校では手の回らない部分をサポートする。</p> </div>



項 目	対応の具体例
(4) 情報収集・発信 ▶「手引き」 p.5～p.6 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 情報を収集しつつ、整理し、全教職員が共通認識すべき内容は、しっかり共有する。</li> <li>□ 憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がける。            ※情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、児童生徒、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにする。</li> </ul>
(5) 遺族及び周囲への心のケア ▶「手引き」 p.3、p.7～p.9 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ スクールカウンセラーのみならず、精神保健局や職能団体等に援助を求め、遺族、在校児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリングはもちろん、保護者会での心のケアの講話などの態勢を整える。</li> <li>◆ 道教委は、要請に応じ、スクールカウンセラーの緊急派遣を行う。</li> <li>□ 当該児童生徒と関係の深い児童生徒や過去に自殺未遂を起こしたことがある等自殺の危険の高い児童生徒、現場を目撃した児童生徒などをリストアップし、早めに関わるとともに、専門家のカウンセリングを受けられる体制を整える。</li> </ul>
(6) 保護者への説明 ▶「手引き」 p.7 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保護者向け文書を発行する。            &lt;文書の内容&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の事実</li> <li>・学校の対応</li> <li>・今後の予定</li> <li>・子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報など</li> </ul> </li> <li>□ 保護者会（全校または当該学年）の開催準備をする。            ※ただし、事実の説明については、あらかじめ遺族の意向を確認すること。            ※スクールカウンセラーなどの協力が得られる場合、保護者会でスクールカウンセラーなどから心のケアについて20分程度の講話（心理教育）を依頼する。</li> </ul>
(7) 全校の児童生徒への説明 ▶「手引き」 p.10～p.12 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校再開に向けて、クラスでの児童生徒への伝え方について綿密に準備する。            ※クラスによって、伝える内容が大きく変わらないように、伝える内容の基本形を定める等の工夫をするとともに、スクールカウンセラーなどの助言を受け、教師同士十分に打合せをし、そのクラスに即した説明を行う。            ※遺族が、自殺の事実を伝えないで欲しいとの希望の場合は、伝え方に工夫が必要である。</li> <li>□ 全校集会で校長が伝える場合は、短時間で終え、すぐに各クラスでの対応を行う。            ※学校再開日に大きな集会を開くとパニックが伝染する危険性がある。</li> </ul>
(8) 報道対応 ▶「手引き」 p.5～p.6 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 2社以上の取材（依頼）があった場合には、開くつもりで準備する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">           事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけず、この時点では「これからよく調べる」「現在調査中である」等と応答を留保することもあり得る。         </div> </li> </ul>

▶ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版。以下、「指針」)」 p.9~p.11参照

【基本調査とは】自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、事案発生 (認知) 後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。

【基本調査から、自殺の背景にいじめが疑われる場合】速やかに、いじめ重大事態調査へ移行する。

項目	対応の具体例
<p>(1) 指導記録等の確認</p> <p>▶ 「指針」 p.10 参照</p>	<p>□ 当該児童生徒に関わる次の記録等を即時集約し、確認・保管する。                      &lt;即時集約、確認・保管する記録等の例&gt;</p> <p>① 指導記録や教育相談の記録等                      ※前提として、指導記録や教育相談の記録等を日常的に蓄積する必要がある。</p> <p>② これまでのいじめアンケート及び1人1台端末等を活用した健康観察の結果等</p> <p>③ 作文や作品等</p> <p>④ 「連絡帳」や「生活ノート」等</p> <p>⑤ 教科書やメモ、プリント類等</p> <p>⑥ 「学級日誌」や部活動、委員会活動などに関するノート等</p> <p>□ 当該児童生徒の机や上履きなどの所有物の状況を確認・集約する。</p>
<p>(2) 全教職員からの聴き取り</p> <p>※ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導員等の学校に派遣・配置されている外部人材からも聴き取りを実施する。</p>	<p>□ 調査に先立って、全教職員に調査の趣旨・対象を説明する                      ※当該児童生徒が置かれていた状況や子供の人となり把握するために必ず行う調査であり、全員が対象であること等</p> <p>□ これまでの当該児童生徒の状況や指導等について聴き取る。                      &lt;聴取内容の例&gt;</p> <p>① 最近の当該児童生徒の様子や関係する出来事                      ・当該児童生徒が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子                      ・友人や教職員との関係などの対人関係                      ・当該児童生徒の健康面や性格面、学習面、進路面等で把握していること                      ・家族関係や学校外での生活で把握していること</p> <p>② 教育相談等の面談時の様子</p>
<p>調査開始から、 原則、3日以内を 目途</p> <p>▶ 「指針」 p.10 参照</p> <p>(3) 当該児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査</p> <p>▶ 「指針」 p.10~p.11 参照</p>	<p>□ 自殺の事実が伝えられていない場合には、児童生徒への調査には、制約を伴う。</p> <p>□ 聴き取りを行う前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携しケアの体制を万全に整える。</p> <p>□ 聴き取りをしたことが周囲に知られないよう、十分配慮する。</p>
<p>(4) 情報の整理・報告、当該保護者への説明</p> <p>▶ 「指針」 p.11 参照</p> <p>▶ 「自殺背景基本調査結果 (報告) に係る記載内容等の確認について」 参照</p>	<p>□ 得られた情報は、道教委の定める様式により整理し、速やかに、教育局へ報告する。</p> <p>□ 事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、最初の説明は、基本調査の着手から1週間以内を目安に行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この時点で得られている情報は、断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意すること。</p> </div>



▶指針p.12～p.14参照

### 【詳細調査に移行すべき事案の考え方】

- 全ての事案について、心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。
  - これが難しい場合は、少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。
    - ア) 学校生活に関する要素\* (いじめ、体罰、学業、友人等) が背景に疑われる場合
    - イ) 遺族の要望がある場合
    - ウ) その他必要な場合
- ※学校生活に関する要素とは、「学業不振」「進路問題」「不登校又は不登校傾向」「原級留置」「教職員からの指導」「懲戒等の措置」「転校等」「友人の転校等」「教職員との関係での悩み」「いじめの問題」「異性問題」「暴力行為」「暴力行為以外の素行不良」「指導困難学級」等

### 【意見聴取会により、自殺の背景にいじめが疑われる場合】

- 速やかに、いじめ重大事態調査へ移行する。

項目	対応の具体例
(1) 詳細調査への移行判断 ▶「指針」 p.12 参照	● 教育局は、常設されている意見聴取会を主催し、詳細調査に移行するかどうかを判断する。 なお、判断に当たっては、「指針」3 (2)「詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考にしながら、意見聴取会に意見を求め、その意見を尊重する。  ※「子供の自殺が起きたときの背景調査に係る意見聴取会設置要綱」(平成28年7月14日学校教育局長決定)
(2) 遺族の意向との関係  ▶「指針」 p.12～p.13 参照	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に提案することもある。</li> <li>○ 遺族の意向により、詳細調査を見送る場合でも、上記ア) 学校生活に関する要素、ウ) その他必要な場合には、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保した外部専門家等の助言を得ながら、教育局が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある。</li> </ul> </div> <p>□● 学校及び教育局は、詳細調査の意向にあたり、遺族に次のことを説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査の趣旨等</li> <li>② 調査の手法 (アンケート調査や聴き取り調査)</li> <li>③ 調査組織の構成</li> <li>④ 調査のおおむねの期間</li> <li>⑤ 入手した資料の取扱い</li> <li>⑥ 遺族に対する説明の在り方</li> <li>⑦ 調査結果の公表に関する考え方 等</li> </ol>
(3) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断  ▶「指針」 p.13～p.14 参照	● 教育局は、基本調査の報告を受け、詳細調査への移行を判断する際にあわせて、詳細調査の組織の設置まで更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、この時点で、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する。

▶指針p.15～p.19参照

【詳細調査から、自殺の背景にいじめが疑われる場合】 速やかに、いじめ重大事態調査へ移行する。

項目	対応の具体例
<p>(1) 詳細調査の計画</p>	<p>●☆ 詳細調査の計画と見通しを立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査の趣旨等の確認</li> <li>② 調査方法や期間</li> <li>③ 遺族への説明時期</li> </ul> <p>※調査が長期に及ぶ場合は、中間報告が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ (調査後の) 児童生徒、保護者などへの説明の見通し</li> </ul> <p>※教育局が、詳細調査を実施するにあたっては、詳細調査の方針や計画の立案等について、意見聴取会から意見を聴取する。</p>
<p>(2) 詳細調査の実施</p> <p>▶「指針」 p.16～p.19 参照</p>	<p>☆ 詳細調査を実施する。</p> <p>&lt;調査委員会における情報収集・整理の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本調査の確認 基本調査の経過、方法、結果の把握、追加調査実施の必要性の有無を確認</li> <li>② 学校以外の関係機関への聴き取り 福祉部局や人権関係部局等、これまで対応していた行政機関等があれば聴き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）</li> <li>③ 状況に応じ、児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査</li> <li>④ 遺族からの聴き取り</li> </ul> <p>☆ 状況に応じ、児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査（児童生徒に対する調査）を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>全校児童生徒や同学年の児童生徒などに広く情報提供を求める必要がある場合には、事前に（あらかじめ）遺族の了解及び児童生徒の保護者の理解・協力を得て、心のケア体制を整え、児童生徒に自殺の事実を伝えた一斉の調査（アンケート調査や聴き取り調査）を実施。</p> </div> <p>☆ 遺族からの聴き取りを実施する。</p>
<p>(3) 情報の整理</p> <p>▶「指針」 p.19 参照 p.33 参考資料4 参照</p>	<p>☆ 様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理する。</p> <p>☆ 整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめる。</p>
<p>(4) 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）と再発防止・自殺防止への提言</p> <p>▶「指針」 p.19～p.20 参照</p>	<p>☆ 基本調査も含めて収集された情報が、どの程度確かなものなのか信ぴょう性を確認する。</p> <p>☆ 自殺に至る過程や心理について、調査によって得られた様々な情報を総合的に分析評価する。</p> <p>☆ 自殺に至る過程や心理の検証で、それぞれの要因ごとに、自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、児童生徒を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、当該学校及び道立学校における児童生徒の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を可能な範囲でまとめる。</p>



対応5

## 報告書のとりまとめと遺族等への説明

教育局の取組 (●)、調査委員会 (☆)

▶指針p.20～p.21参照

項目	対応の具体例
(1) 報告書の内容 ▶「指針」 p.20 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>●☆ 分からないことについては、その旨を率直に記載する。</li> <li>●☆ 学校の安全配慮義務に違反や瑕疵(かし)が認められるような場合は、率直に記載する。</li> </ul>
(2) 遺族への適切な情報提供 ▶「指針」 p.20 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>●☆ 調査組織での調査結果について、遺族に説明する。 ※アンケート調査結果等、得られた資料については、事前に決めていた取扱いの方針(「指針」p.17～p.18)のとおりに行う。</li> </ul>
(3) 報道機関への情報提供 ▶「指針」 p.20～p.21 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>●☆ 先行して報道がなされている場合など、状況に応じ、報道機関への説明についても検討する。 ※報告書のうち報道機関に提供する範囲については、遺族の了解をとる。 ※報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、児童生徒への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど、公表する範囲についても留意する。</li> </ul>

対応6

## 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

学校の取組 (□)、道教委(生徒指導・学校安全課)の取組 (◆)、教育局の取組 (●)

▶指針p.21参照

項目	対応の具体例
(1) 調査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育局は、調査結果を道教委(生徒指導・学校安全課)に報告する。</li> <li>● 教育局は、道教委(生徒指導・学校安全課)を通じ「児童生徒の自殺等に関する実態調査※」を文部科学省児童生徒課に提出する。  ※「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」 (平成23年6月1日付け文科初第329号初等中等教育局長通知)</li> <li>◆ 道教委(生徒指導・学校安全課)は、当該校の教職員及び道立学校教職員に報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について、共通理解を図る。</li> <li>□ 当該学校は、報告書の再発防止に向けた取組の提言を受け、再発防止に向けた取組計画を立案し、実行する。</li> <li>□ 当該学校は、再発防止の取組について、学校評価やいじめ問題への取組状況の自己点検等を通し検証し、不備な点は、速やかに改善する。</li> </ul>

▶指針p.8～p.11参照

### (1) 基本調査とは

□ 「自殺」又は「自殺が疑われる死亡事案」の全件を対象

※全件とは、学校が認知できた情報をもとに、「学校の管理職が、自殺であると判断したものの」「自殺である可能性が否定できないと判断したもの」である。

※学校は、子供が日々成長していく重要な場の一つであり、背景調査には、子供とともに過ごしていた学校の視点が必要不可欠である。

※死因は個人情報であり、子供や保護者に自殺の事実を伝えて行う調査の実施には、必ず、遺族の了解が必要である。

□ 事案発生（認知）後、速やかに着手する調査

※教職員への聴き取りは調査開始から3日以内を目安に実施する。

□ 当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校が「その時点で持っている情報」「基本調査の期間中に得られた情報」を迅速に整理する。

### (2) 基本調査の主体

□ 教育局の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校

※膨大・多様な情報が集まった場合など、情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的支援が必要である。

※この段階から、学校及び学校の設置者だけでなく、子供の自殺予防等に精通した専門家の支援が有効である。

※得られた情報を踏まえた、自殺に至る過程や心理の検証は、「詳細調査」において実施する。



## 基本調査②

## 調査内容

▶指針p.8～p.11参照

次の(1)～(4)について調査、聴き取りをし、情報を整理する。

### (1) 遺族への聴き取り・関係機関との情報共有

- 事案発生（認知）直後から無理に状況確認しようとせず、遺族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。
- 警察や当該児童生徒と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る

### (2) 指導記録等の確認

- 当該児童生徒の「指導記録」や「教育相談の記録」「いじめアンケートの結果」「1人1台端末等を活用した健康観察」「作文」「作品」「連絡帳」「生活ノート」「教科書」「メモ」「プリント類」など、何らかの手掛かりがあるため、即時集約して確認・保管する。  
※前提として、日常的に指導記録を蓄積すること。
- 当該児童生徒の「机」や「上履き」などの所有物の状況を確認・集約する。
- 「学級日誌」「部活動・委員会活動などに関するノート」なども確認・集約する。

### (3) 全教職員への聴き取り

※原則として、調査開始から3日以内を目安に全教職員へ聴き取りを行う。  
※SC、SSW、指導員等の外部人材が、学校に派遣・配置されている場合は、聴き取りを行う。  
※聴き取りは、校長や教頭が行うのが一般的（教育委員会職員など学校外の者が聴き取り可能）  
※調査に先立って、全教職員に調査の趣旨及び対象を説明する。  
※学級担任や部活動顧問など、教職員自身が強いストレスを受けている可能性がある場合は、医療機関につなぐ。

- 所属する学級や部活動、委員会活動等での様子
- 友人や教職員との関係などの対人関係
- 健康面や性格面、学習面、進路面等で把握していること
- 家族関係や学校外での生活のことで把握していること など

### (4) 当該児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査

※状況に応じ、学級や部活動などにおいて関係の深かった児童生徒への聴き取り調査も、適切に実施する。（ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、調査には制約を伴う。）  
※聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼し、連携してケア体制を万全に整える。（聴き取りの同伴、聴き取り後のカウンセリングなど）  
※聴き取りをしたことが、周囲の児童生徒等に知られないように、十分配慮する。  
※聴き取る際には、これらの児童生徒は、自殺の危険が高まっている状態にあるという認識を常に持ち、心のケアをすること。  
※心のケアとして、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくる。

## 基本調査③

## 情報の整理

▶令和5年(2023年)9月25日付け事務連絡「自殺背景基本調査結果(報告)に係る記載内容等の確認について」[参照](#)

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理する。
- 整理した情報を学校の設置者に報告する。
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、重大事態の発生を報告する。

### 自殺背景「基本調査」結果(報告)

- 1 件名
- 2 学校名
- 3 校長名
- 4 児童・生徒名
- 5 経歴等
- 6 発生日時
- 7 事故発生場所
- 8 事故の経緯
- 9 聴き取り態様
  - (1) 全教職員
  - (2) 関係生徒
  - (3) その他
- 10 学校での様子
  - (1) 学習状況
  - (2) 部活動等
  - (3) 学級(ホームルーム)担任とのこれまでの主な面談内容
- 11 教職員からの聴き取り内容
- 12 関係生徒等からの聴き取り内容
- 13 各種調査の状況
- 14 保護者からの聴き取り内容
- 15 遺族の意向等
- 16 今後の対応



## 基本調査④

### 遺族との関わり

▶指針p.8～p.11参照

- 基本調査の経過及び整理した情報等について、適切に遺族に説明する。
  - ※事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、最初の説明は、基本調査着手から1週間以内を目安にする。
  - ※この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意する。
  - ※事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する。
  
- 今後の調査について、学校及び教育局の考えを伝え、遺族の意向を確認する。
  - ※「詳細調査」を行う場合、遺族へ聴き取り調査、アンケート調査それぞれのメリット、デメリットを説明し、遺族の意向を確認する。
  - ※調査は、その結果を公表することが前提となる。

#### 【聴き取り調査】

##### <メリット>

- ・自殺の事実を伝える範囲が、聴き取りを行う児童生徒に限定される。
- ・より具体的な事実を聴き取ることが可能となる。

##### <デメリット>

- ・調査対象が限られた範囲となる
- ・放課後等の時間を活用することから調査に時間がかかる。

#### 【アンケート調査】

##### <メリット>

- ・短期間での情報収集が可能である。
- ・広い範囲から情報収集が可能である。

##### <デメリット>

- ・自殺の事実が、広く伝わる可能性が高い。
- ・より具体的に詳しく聞くことが難しい。